

疑問があるのですが、こうしたことに対するどういう方法をとられるか、土地評価の委員といふようなものを利用せられるのであるか、何かそこに一つの線がなければいけないと思うのですが、その点はいかがでありますか。

○竹内政府委員 実際公共団体が買います場合の地価をどういうふうにしてコントロールするかということでおざいますが、ただいまのところ貸し付け手続をまだ検討中でござりますけれども、具体的な案件が出てまいりました場合に個々にこれを審査するというふうに考えております。一々の土地につきまして本省で審査するわけにもまいりませんし、当然この仕事をやります場合には、貸し付け金の申請にあたりましては計画を出させますので、その計画の審査の段階におきまして、価格の算定方法につきまして一定の基準をとりまして、その価格の算定基準によりまして審査をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、地方公共団体におきましても、土地の買入につきましては、公共団体内部に委員会等がございまして、評価等につきましては、これは一般的な問題でござりますけれども、適正に行なうように努力いたしておりますというふうに考えております。

○井谷委員 そこで、私は本論に入りたいと思うのであります。本法案の提案理由の説明を見ますと、こう言われているのであります。「最近における大都市への著しい人口の集中に伴い、市街地の再開発を推進するとともに、都市形成の骨格となるべき主要な公共施設を計画的に整備する」とあります。さらに「既成市街地には多数の工場が混在して公害を発生させるなど、環境悪化の原因となつておりますので、これらの地域から他の地域へ移転しようとする工場等の敷地を地方公共団体が買い取ることによって、工場等の移転を促進する」ために政府は資金を貸して、「市街地の再開発を計画的に推進する」、こう述べられておるのであります。

そうしますと、私は、これは市街地再開発の大

きな計画のもとになされるものでありますから、政府は大都市再開発計画というような基本的なものの打ち出しが先決の問題であると思うのです。第一、今日のこの不況の時代に、工場の移転を待つと申しましても、相当以上の大きな工場設備、施設をしておるものがあります。これを容易に移転をするようなことはあり得ぬことだと思うし、さらに町工場や小さい下請工場等が、今日の倒産において、その土地を売つてもいい、こういうことになります。それは人間の顔でいえば、一つのあばたのようなもので、非常に面積は狭い、こう私は思うのです。ですから、やはりこれは一つの大きな基本的な政策を立てて、その上から大都市の再開発の計画を進めていかねばならぬ、こういうようにも思ひます。が、これに対してはどういうお考え方でありますか。

○竹内政府委員 現在のところ、東京、大阪等の大都市につきましては、われわれ三十八年ころからこの大都市の再開発をどうするかというものを検討いたしておりまして、これは大都市再開発懇談会といふやうなものを内部的に持つまして、そらこの大都市の再開発をどうするかというものを検討いたしておりまして、これは大都市再開発懇談会といふやうなものを内部的に持つまして、そらこの大都市の再開発をどうするかといふやうなことを、中央卸売市場といふやうなもの、住宅公団あるいはその他の手をもちまして、仕事が一部進んでいるわけでござります。そういうよなことで、明確に大都市再開発の法律といふやうな形で総合的に打ち出されることはおりませんけれども、そういうやうな形で現在大都市再開発の対策が進められている、こういうふうに考えているわけでございます。

○井谷委員 四十一年度の特別会計予算で十五億三千六百万円を計上されておるわけであります。私は先ほどから申しますように、このよな微温的な、そうして、立ちのくか立ちのかぬかわからぬ三千六百万円を計上されておるわけであります。私は、これは消化できぬだろう、これは見せ金に終わるわけでございます。したがいまして、そういう考へ方に基づきまして、首都圏、近畿圏等とも連携をとりまして、現在のところ、工業等の制限でござりますとかあるいは首都圏、近畿圏内部におきます工業団地の造成でござりますとかいうふうな工業の分散対策あるいは集中抑制対策を講じておられますし、さらにに研究学園都市の建設いたしておりますので、大都市に

えべ丸の内周辺にござりますような事務所街といふやうなものがそこに集中するということは、いろいろな点で問題がござりますので、たとえば東京では大都市再開発計画というような基本的なもので打ち出しが先決の問題であると思うのです。第一、今日のこの不況の時代に、工場の移転を待つと申しましても、相当以上の大きな工場設備、施設をしておるものがあります。これを容易に移転をするようなことはあり得ぬことだと思うし、さらに町工場や小さい下請工場等が、今日の倒産において、その土地を売つてもいい、こういうことになります。それは人間の顔でいえば、一つのあばたのようなもので、非常に面積は狭い、こう私は思うのです。ですから、やはりこれは一つの大きな基本的な政策を立てて、その上から大都市の再開発の計画を進めていかねばならぬ、こういうようにも思ひます。が、これに対してはどういうお考え方でありますか。

○岡本委員 この法案は都市の再開発を幾らかでも促進したいという観点に立つものだと思うのであります。しかしながら、都市の再開発をする場合に、私は、もちろんそれはやらなければなりませんが、それよりももう一つ重要なことは、新たに形成されていく都市が、再開発される必要のないものでなければならぬ。無秩序なスプロールを都市周辺に許しておきますと、いつの間にかそこが密集された住宅街になり、また再開発をそこでもやらなければならぬ、こういう二重投資が目に見えておる。現実に私どもが都市周辺を選挙運動なんかで歩きますと、もう、くみ取り屋も入れない、消防車も入れないと、いうよな無秩序な市街地形が行なわれつたるのを常に見ておるわけです。どうしてこんなばかなことをさせておくのか、私はそういうことのほうがこの問題よりも先決問題であると思うのでございますが、それについては、建設省としてはいかなる対策を立て、どのように対処していくかというお考え方を持つておられるのか、承りたいと思います。

○竹内政府委員 都市の周辺、特に大都市の周辺でいわゆるスプロールという現象が起つて、これは基本的に、人口が大都市に集中する、その集中の圧力といふものがスプロールを巻き起こしておるというふうに考えますけれども、それを何らかの形で秩序あるものにまとめていくことが必要だという点につきましても、先生のおっしゃるとおりだと思います。

る、そういうふうな矛盾。同時にまた学校なんかが、この法律案は、工場なんかが移転したあと、大都市に対しまする開発計画として私たちが案を練ります場合に、いま岡本先生の御提案になりますようなことも含めまして検討させていただく必要がある、さように考えておりま

のための流通、物価を安定させるための公設市場を建てて、その上に大団地を乗っけるということにだつて京都市は使えるのです。ただ金がないから売らなければならぬということになつておるのですが、こういう場合に、この法案の精神に関連して自治省のほうではどういうふうな措置を講じていただけるでしょうか、その点を承りたいと思います。これは京都だけでなしに、こんな問題はどこにでもあると思います。だからその点をお伺いしたいと思います。

○佐々木説明員 いま病院事業は、原則として準公営企業として特別会計を設置して運営いたしますことになっております。したがつて、病院あと地について、それを一般会計事業でありますところの公営住宅でありますとか、都市計画事業でありますとかいうものに提供する場合には、当然に一般会計と特別会計との間におきまして、一般会計のほうから、その特別会計に所属しております土地代金を買収するという形の繰り入れが行なわれるのが常例であります。したがいまして、病院会計がそういう病院あと地を一般会計に提供するという場合には、当然一般会計からそれに見合う土地代金を繰り入れをして、それを財源として病院会計のほうは他の用地の買収に充てるというような形になつて処理されるのが常例だと思います。

○岡本委員 それでは今度は都市局長にお伺いいたしますが、その場合には工場あと地と同じようにこの貸し付けの対象になりますか。

○竹内政府委員 いまの御設問の場合は、そのあと地を何に使うか、たとえば都市計画施設用地に使うという場合には、直ちに事業化が行なわれるわけでありますから、事業化が行なわれます場合には、それが補助対象事業になりますれば、地方公共団体のほうの一般会計に補助金が流れるという形になると思います。したがいまして、事業化が行なわれるということがはつきりいたしておりますが、まだ事業化までいかない将来、その病院のある地を都市計画決定だけしておいて確保してお

こうということであれば、この規定に該当いたしますものにつきましては、法律上はそういう資金を貸し付けることが可能であるというふうに考えます。実際に公共団体の財産につきまして貸し付けるかどうかということは、若干考慮する余地があると思います。

○岡本委員 そうすると、一体そういうような病院事業が資金のために売りに出す。現実にいま売りに出して買ひ手をさがしているのです。私はそれはいかさま惜しいと思うのです。大きな、もう幾らくらいありますか、一、三千坪以上あるでしょう。相當まとまった土地です。だからできれば私はそこへ公設市場でもつくって、上へ公営住宅でも乗つけければ市街地の中へりっぱな公営住宅団地ができるし、それが不可能なら住宅公団でも団地開発をやらしたらどうか、そういうことを考えているのであります。現実にそういう問題——片一方では金がないからどうしても売り払うといつておる。片一方では、しかしながらそういう事業をするのには京都市に金がない。そうすると民間にだれか買うなにがあればそこへ売り払うということもなりかねない。現実にたとえどういう例があるので。これは私のうちの近くですが、これは宝酒造の本社があつた。約二千坪くらいあるでしょう。ところが本社が工場と一緒に移転いたしました。だから二千坪くらいの——鉄筋コンクリートの建物がまん中にあるのですけれども、これは大丸の社長の邸宅だったのですが、そういう屋敷あとですから、そらく転したのであります。が、今度はそれが売却されまして、その鉄筋コンクリートの建物が、大きな屋敷がつぶされて、それを切り売りして、そこへ建て売り住宅を建てるのだ。そういたしますと、せっかく一千坪からのまとまった大きなものが全くもうスラムになるわけですね。しかし鉄筋コンクリートのそういうような大きな屋敷あとを買いましても、切り売り、細分化して売れば十分

採算に乗るらしいのです、このごろでは。そうすると、あるいはそういうようなことにでもなりかねない。まとまった金を持った者が買って、それをこまかくずらつと並んだ建て売り住宅をつくって、それで一かせぎするということにもなりかねない。公共団体でありますからそういうふうな売方はおそらくしないであろうと思いますが、よいよ資金に詰まつたらそういうこともありますし、またどういうような手をくぐつて、経路でもつて、どういうような細分化が行なわれ、スラム化が行なわれるかもわかりません。だからやはり公共団体が持つておるところのまとまった土地というものは、これはやはり細分化が行なわれないよう、また土地の再開発をやらなくともいいように、せめてそこからでもりっぱな都市づくりをやっていくべきである。また工場あと地にこういろいろな資金を貸し付けてでも、そういうような都市再開発の用に供していくうといふのであれば、公共団体が持つておるものこそより一そきちゃんと保全すべきである、私はこう考えます。それに対してどういう手を打てばいいのか、何らかの手を打たなければならぬと思いますが、これは都市局長並びに財政課長から、そういうことをどうすればできるのか、またどうしてやっていくかということについて、明確な方針を出していただきたいと思います。

のをやつておられるのかどうか。五年に一回ですか住宅調査をおやりになりまして、膨大な調査の結果は発表しておられます。実に縦密な調査が行なわれて、それによつて私どもも住宅事情といふものが大体——大体というより非常によく読み取ることができます。ところが土地についてはそういうような報告を一向ちよだいいたしません。

〔委員長退席、丹羽（喬）委員長代理着席〕

しかしながらいまは住宅問題は土地問題であるといわれております。だから、一休全国には土地といふものはどういう姿にあるか。ことに大都市並びにその周辺部において土地問題の一番やがましい地域にあって、土地というものがどのような状態にあるのかということはつきりわかるようなな調査の結果といふものが、当然なければならぬと思うのでございますがすでにそういうことが行なわれておりますのか知らないのか。もしも行なわれておりますならば、その調査の結果を私どもにちよだいいたしたいと思うでござりますが、いかがでしよう。

○岡本委員 土地の問題につきましては、計画局所管でございますが、私どもの聞いておりますところでは、土地の需給状況の調査というのは予算がついております。

○竹内政府委員 土地の需給状況の調査でなしに、土地といふものはこれはもう地図はあるのですか、地図があつたら、どこの土地は、ずっと地図でこれはだれの土地だ、これは東京都が持つているのだ、これは運輸省が持つてているのだ、これは農林省が持つているのだといふうに、それぞれ戸籍はあるはずです。だからそういうふうな土地の民有地と国有地、公有地の配分がどのようになつておるか。さらにもた、それがどのようになつて、どれだけの部分が有效地に利用され、どれだけの部分が工場あと地と同じように開発の用に供され得るかどうかといふようなこと、これはもうすぐわかるのです。たとえ言えれば、大阪の城東線に乗つてこちらなさい。城東線の上から中のほうを見た

ら、大阪城の近くでもって旧砲兵工廠のあとなんか、どかつといまだに遊んでおります。ばく大きな土地が大阪の城東線のそばに、国電の上からよく見えるのです。だから、ああいうところはどんどん開発すべきであると思うのです。そういうふうな遊休の土地が大都市の中に幾らもある。そういう点をきちんと調査して有効利用するということのほうは、わずか十五億ぐらいの資金を投じて市場の移転のあと地を買い上げていくということよりもはるかに大事であるにかかるわらず、それを各省のなわ張りで、あれは聞くと大蔵省の何々だというので遊はしておく。とにかくこういうような空閑地が相当大都市の中にあるにかかるわらず、有効利用されておらない。そんな点について、なぜ調査をおやりにならないのか。

○竹内政府委員　いまその点につきましては調査いたしまして、後日お返事いたします。

○岡本委員　資料を出してください。

○竹内政府委員　資料があるかどうか調査いたしたいと思います。ちょっと計画局で、いま調べに行っております。

○岡本委員　それは資料がないなどということは、そんなばかなことあるはずないとと思うのです。そんなことなら、土地についての政治は全くないということです。落第ですよ、それは。これだけ土地問題がやかましいときに、住宅調査については昭和三十三年、それから三十八年、実に綿密な調査が行なわれております。ところが、その時分から土地問題がやかましいのです。だから当時は計画局長の担当であつて都市局長の担当でないということかもしれません。しかし建設省としては、当然土地センサスというものは行われるべきです。大都市周辺では、土地センサス即ち地センサスです。それはどのように有効利用しようかというふうなことを熱心に真剣に考えなければならぬ時代に入つてきておるので。にもかかわらず、そういうものがあるかないかわかりませんが、いうような返事より都市局長ができるないということは、ないに違いないと思うのです。

私もそういうことについては聞いたことがあるのです。たしか計画局のだれかに聞いたことがあるが、頭をかいていたような気がするのです。だから早急に、そういう土地事情の調査というものをやるべきだ、こう思うのですが、政務次官、いかがですか。

すか、各官庁の持つております土地、これは当然大蔵省の国有財産その他の関係なり、各省それぞれそういう土地はわかつておるわけでござります。ただ、いま御指摘のように、この大東京、大阪その他の周辺、市内を全部そろえて、そういうものの一一明細、所有者がだれだれ、こういうものがあるかというお尋ねでありますと、先ほど都市局長がいささか戸惑つたようなお話を申し上げているようなことで、調べさせてくれといふことになるのだらうと思います。しかし御存じのとおりに、都市計画そのものはかなり全域にわたりましてそういう事態であるわけです。郊外地等におきましては、先ほどお話をありますようにまだ十分でないところもございます。でございますから、そういう意味の調査といふものはこれはあるべきだし、私はあると思っております。計画局長に聞かなければわかりませんが、あるべきだと私は思つております。一つ一つの所有者がどうであるかというような問題につきましては、先ほどお聞きしたいと思います。

○三木(喜)委員 関連ですか、簡単に二つほど

その一つは、いま御答弁がありましたけれども、東京に土地がないといふけれども、そんなばかなことはない。土地は現にたくさん遊んでおるじゃないかといふ、そういう発想のもとに質問がされたわけなんですが、東京都内においても、私有地として遊んでおるところは、そこまで手を入れ

て遊んでおるところはたくさんあつて、しかもも間題は、それが役所のセクショナリズムの上にかなり隠されておるということなんです。それは國有地としては台帳に載つておるでしようけれども、その点も大所高所に立つて、いま庶民の困つておる状況から考えて、土地が狭いというような考え方になつておるのでから、それで調べてもらいたいということを言つておる。そういうデータがほしい。それは国会として、あるいは政治家として当然対処しなければならぬ問題点でありますので、そういう点があろうと思うのです。それが一つ。それから第二は、いま大阪の話が出たのですが、中馬市長から都市再開発の問題について、城東地区、この辺が工場あと地になつて、そのままグロテスクな様相を呈しているわけです。この点について、具体的な申請が出されておるし、建設省に対してもこの点の協力方を申し出でおるわけなんです。そういう点から考え合わして、大阪市の問題ですけれども、どういうようにお考えになつておるか。これは具体的な問題です。それをお聞ききておきたいと思います。

○竹内政府委員 第二番目の問題でござりますが、具体的な問題でございますので、私あまり承知しておりませんので、お調べしてから御報告申し上げたい、こういうふうに思います。

○三木(喜)委員 いま局長のお話がありましたが、これは調査するということであります。この問題については私が自分の質問のときにお聞きしたいと思いますので、そのときまでにひとつお調べいただきたいと思います。

○岡本委員 それでは、いまの土地センサスの問題、これは私は、住宅調査と同じように、いまの段階では非常に重要な問題であるし、やってもらわなければならぬ問題であると思うのです。だから、住宅調査と同じように、同じだけの予算を来年度は計上して、土地センサスをおやりになるからぬか、それだけひとつはつきりお答え願つて、あなた何か御用だそうですから、それだけはつきりお答えの上、御退室願つたらと思ひます。

○谷垣政府委員 いま御指摘の土地センサスの問題でございますが、これは実は私たちのはうとしましては、予算要求のときにその努力を続けておるわけでございます。私たちのほうとしては、いま御指摘のありましたような努力を続けて、大蔵財政当局等と交渉をいたす所存であります。

○岡本委員 それでは、自治省、ことに消防庁から來っていましたので、お尋ねをいたしたいと思います。

いま、先がたも議論いたしておりましたのですが、再開発しなければならないような町づくりがどんどん行なわれておる。その中には必ず不法建築がある。この不法建築を建設省関係だけではどうにも取り締まらない。最近、たしか西宮市であつたと思いますが、不法建築を取り締まるのに、ガス、水道、電気を供給しないようにさせる

ことによって不法建築を防止していきたい、こういうふうな方針を立てておりましたが、出したところが——大阪府が出ましたのですね。ところが、通産省も、さらにまた厚生省も、協力しない。電気やガスは、これはやはり商売ですし、とめられません、同時に生活の必需品ですから、とめるわけにいきません。厚生省は厚生省で、水はもう第一の必需品だから、どうにも、不法建築のところに入つた人にも、とめるわけにいかぬ、こういふことなんですね。現実に、そういうこともあります。でも、不法建築はやりようがない。そこで建設省では住宅建築の統計すらできておりません。わからぬのです。だから、住宅建設の状況の資料を要求しましたが、ある資料と別の資料とは、もう建設戸数に大きな開きがある。それはもうやみ建築がどんどんあるから、それを想像して何戸何戸といつているのだから、それは数字に狂いがあるはずなんですね。だから、そういうふうな建築上の問題は、これは建築基準法の改正がもちろん大切です。いまはもうとにかく確認を得て建てたら、何ぼでも入つたらしいのです。昔は許可がなければいけなかつたのです。検査を受けて許可を受けなければ入居できなかつた。ところがいまはそうでなくなつて、いるのですね。だからそこに建築基準法の上で大きな問題点はあります。しかしながら私は、ある程度自治省の協力によって、不法建築がどの程度行なわれているか、現実にどんな建物がどれだけ建つておるかということは、これはわかると思うのです。それは消防署がいつも火災予防の指導にパトロールしておられます。だから、むしろ、手の少ない建築課よりも、日常火災予防にパトロールしておられるところの消防署と、建築課から消防署に行きます。消防署と建築課と両方の承認がなければその確認は有効にならないですね。だから、この建物は自分のところが確認しておる、この建物はおれのところは確認し

おらないということは、消防署が指導に歩いていなければすぐわかるはずです。だから、そういうふうな点で、パトロールのほうで建築方面のことについての協力が頼えるか頼えないか、二つの役所が別々に、片方はまだ建築の取り締まりだけにあてもなしに町をパトロールして歩いているところの建築の実態というものを政府のほうではつきり把握できるようにすべきであると思うのあります。だから、そういう点については、両者が密着したところの連携をとつて、現在進んでおる火災予防だけやつたらいいのだ、そんなことは知りませんということなのか、あるいはそういうふうにすべきであると考えていただけるかどうか、お伺いいたしたい。

に出てきたと思うのです。ところが、いまのところ政府が一体となつたところの協力体制というものができないために、不法建築でどうにもならないという状況であります。いま消防庁から非常に建設的、協力的な御意向を承つて、私は非常にうれしくうございますが、住宅建設とか都市計画といふようなものについては建設省がやつていてます、しかしながら、その実地の都市計画、実施する方面の指導は自治省関係のことになりますから、建設省と自治省とが一体になつて有効な再開発をやつていただきようにお願いいたしたいと思います。

さうは政務次官も退室されましたから、この程度で私の質問を終わらしていただきます。

○川村委員 関連して二つほど聞いておきたいと存ります。

いままでの質問をずっと聞いておりまして、ちょっと疑問になつたところが一つあるのです。つまり、この法律で金を地方公共団体に貸してやる、地方公共団体が工場の敷地等を買い取る、公共施設を整備するために土地を買い取る、このときに金を貸すわけです。その金を貸す場合には、当面都市計画整備、その内容はあるいは道路の拡張等もあるかもしれません。そういう必要性に迫られたときに金を借りて買うということに動くのですが、あるいは遊んでいる広々たる工場の敷地がある、それを買ってくれというから、それを買うてやる、そういうような動きをするのですか。そこがちょっと私今までの論議を聞いておつて不明確なんですがね。

○竹内政府委員 この貸し付けの制度の趣旨は、事業が始まる段階になりまして、事業資金によつて用地を買うというような場合には、現在のやり方でありますと、當年度に工事をする分の用地だけではなくて、一年ないし二年先の用地を買つて、いうことも可能でございますので、都市計画の手続で申しますと、當年度に工事をする分の用地につきましては、それぞれ事業資金で買つていただくというものが本筋ではないかと思います。この貸し

付け金を貸そうというものにつきましては、将来再開発の拠点と申しますか、中核のところになります。あるいは現在都市計画の事業決定まではいかない、都市計画決定だけをいたしておりますが、将来は必ず公共施設になるというところを、ほつておきますと、そこに住宅などが建設しまして、またそれを買いたるという場合に移転補償でございますとか、営業補償でございますとかいうものが余分にかかるので、あらかじめ早目にこれを確保しておこう。工場あと地の場合でございますと、工場が移転しようというときに、あらかじめそれを確保いたしておきまして、そしておおむね十年という償還期間を定めておるのでもおわかりになりますように、かなり長期の間に計画を立てて、そこを整備しておこう、こういうことでござりますので、原則としては買い取ってくれというものに対しまして、こちらが受け身で買い入れていく、こういうような考え方でおるわけであります。

○川村委員 悉かりました。

そうなると、いま七大都市を考えておられる。資金量十五億で今度わざわざ特別会計をつくるてやろうとなさるのですが、一体その十五億で何ができるのですか。どれくらいのものが買えるのですか。しかも都市ですよ。これはちょっとあいた口があさがらぬ気持ちになるのです。それが一つ。それからいま十年とおっしゃったのですが、これは一体いつになつたらどうなるかまだほんとうにわからぬ、そうなると十年という年限は短いのじゃないですか。短いですよ。これはやはりもつと大きく考えて、償還年限を延ばしておく必要がある。でなければ、今日都市財政は非常に逼迫している。その都市財政の苦しい中からこれを動かしていくこととなると、これはたいへんな問題がやはり残つてくるということが考えられますね。これは私の意見です。

そこで、自治省の財政課長にお尋ねしますけれども、自治省が取り扱つておられる地方債計画の中にたしか都市開発関係の地方債のワクがございましたね。本年度はどれくらい考えておられます

○佐々木説明員 地方債計画のワクで、都市開発事業として予定しておりますのは、土地区画整理、市街地改造、それから宅地造成という三つを大きな柱にいたしまして、四十一年度百十億のワクを予定しております。

○川村委員 そこでこれは一つの新しい問題として考えられるのですが、建設省が都市計画を取り上げていただくその責任はわかります。しかし、こういう金をわざわざ特別会計をつくって処理なさろうとしておられるのですが、先ほど私が申し上げたような問題点が残るから、むしろこういうような金の貸し方というものは、いま自治省が言われたところの地方債の中にその資金量を増加させて、そうしてこの目的を達するような地方債の貸し付けをする、こういう考え方があるのではないかと私は思う。むしろその金の貸し付けのほうは、自治省にまかせる、こういう考え方のほうがいいのではないか。実はいま私こういう考えが頭の中に浮かんできているわけです。

〔丹羽（喬）委員長代理退席、委員長着席〕

そうして先ほど申し上げましたように、その地方債の償還年限を十五年くらいに延ばして運用される、こういうこともあっていいのじゃないかと思いますが、これは少しおくれたかもしれぬけれども、十分検討してもららう要があると私は考えておるのであります。両省の御意見はいかがでしょう。

○竹内政府委員 この資金を地方債のワク内でやるか、あるいは、これもある意味では地方債でございますが、こういう特別のワクをつくってやるかということにつきましては、予算折衝の段階あるいは法案を政府案として提出する前の段階いろいろ議論したわけであります。その結果地方債のワク外でこれを取り上げるということにいたしました理由は、一つは、この法案にございますように、金利が非常に低いわけでございます。従来の地方債でございますと、政府債であっても六分五厘、それ以外の資金につきましてはそれ以上の金利であります。この会計の仕組みは、公団等と

同様に特別会計ではございますが、一般会計から出資金に似たような繰り入れ金を入れまして、それに政府資金の金と両方をまぜまして金利を低くしていく、金利を低くするため別のワクにしたらどうかというのが一つの論点でございます。

もう一つは、都市計画決定の段階で確保しようということでございますので、通常の地方債で行なわれておりますような、いわゆる事業を行なうための事業債とは違うことが、区別をいたしました第二点でございます。

第三点といたしましては、それは最終的には都市計画施設なり、あるいは都市計画関係の事業になるものでござりますので、ある程度都市計画と密接な連携をもってやらなければならない。事前にも都市計画的な配慮をもってこの事業をやることのためにはある程度計画を出してもららうということが必要でございますので、都市計画と密接な連携をもってやらなければいけないというようなこと、大体大きく申し上げますと、そのような二点の理由から一般の地方債とは区別してこういう制度を考えたわけであります。

○川村委員 趣旨の点はよくわかりました。ただ、いまの自治省の所管になつておる地方債のやり方がいいかということは非常に問題があるわけです。これはひとつ十分検討をしていかなければならぬ問題ではないか。私がそう申しましたのは、この次下平委員がその点につきましても詳細にいろいろお聞きすることになつておりますけれども、これは七大都市とおしゃつておりますが、建設省が都市開発を考える場合に、私は七大都市に限どきない時代がくると思う。これは中都市、小都市に拡大していかなければならぬということは当然だと私は思つてゐるわけです。そういう点から考えると、いろいろそういうふな融資の制度にいたしましても地方債の動かし方にしても、やはり当局としては十分検討させる必要がある、このように存じておるわけです。それらの詳しい問題は、この次に下平委員のほうからいろいろお聞きをされると存じますので、一、二点聞

連してお尋ねをしておきます。
委員長、私この際ひとつお願ひをしておきた
い。

この法案の取り扱いが終わりますと、交通安全施設整備の法案の審議に入るわけです。この審議に入りますときに、前もってやはりある程度の資料がございませんと、検討するのに非常に不十分でございますから、ぜひひとつこの際資料をお願いをして、委員会に関係資料を提出していただきよう取り計らつていただきたいと思います。

私がいまとりあえずお願いをしておきたい資料は、交通安全施設整備の法案の審議に必要だと思われる私の考えております資料は、交通事故の年別推移の資料、第二は、自動車及び原動機付自転車台数の年別推移、それから最も新しい昭和四十一年度でいいと思いますけれども、これははあると思うのですが、死亡事故の分析、と申しますのは、年齢別とかあるいは態様別とか類型別、そういう試験の実施状況、以上五つの関係資料をぜひひとつ当局に委員長から提出するように求めていただきたい。お願ひをいたしておきます。

○田村委員長 いま御要望の資料、おもに警察庁だと思いますが、さつそく取り寄せますように指示をいたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後零時三十三分散会

建設委員会議録第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
二四三	二二六	済まなければな らぬ	済まなければ ならない
二四三	五	迫われ	迫られ
一	一	もらわぬと。…	もらわぬと…。
一	一	でほんの	ほんの